

令和 7 年度みやざき材活用施設設置支援事業 募集要領（2 次募集）

令和 7 年 12 月 12 日
みやざきスギ活用推進室

第 1 募集する事業概要

宮崎県外に所在する、不特定多数の者の利用が見込まれる PR 効果の高い施設（店舗、飲食店、空港、駅、銀行、観光施設、式場、展示場、貸会議室、その他知事が認めるもののうち、不特定多数の者が利用する空間に限る。）において、宮崎県産材を活用した施設整備等に対して支援を行います。

1 施設の内装木質化及び外装木質化に係る支援

（1）事業内容

県産材（※ 1）かつ合法木材（※ 2）であることが証明できる木材（以下単に「県産材」という。）を使用し、施設の内装木質化及び外装木質化を行う施設整備に対して助成する。

※ 1 「県産材」とは、県内で生産、加工された木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は、別途協議のうえ決定する。

※ 2 「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。

（2）補助金交付対象者

個人又は法人

（3）補助率

補助対象経費の 3 分の 1 以内。ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請の場合は 2 分の 1 以内の額とする。

（4）補助上限額

補助対象施設の利用者等の数が 5 万人以上の場合、上限 300 万円

補助対象施設の利用者等の数が 1 万人以上の場合、上限 100 万円

補助対象施設の利用者等の数が 5,000 人以上の場合、上限 50 万円

ただし、補助対象経費は 20 万円以上とする。

（5）補助対象施設の要件

ア 宮崎県外（国内に限る）に所在する施設であること。

イ 補助対象施設の利用者等の数が年間 5,000 人以上であるか又はその見込みがあること。

- ウ 施設利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、常時、不特定多数の利用が見込まれる PR 効果が高い施設（店舗、飲食店、空港、港、駅、銀行、観光施設、式場、展示場、貸会議室、その他知事が認めるもののうち、不特定多数の者が利用する空間に限る。）であること。
- エ 補助事業年度内に竣工が確実であると認められ、かつ、補助金の交付年度の 2 月 20 日までに実績報告が提出できること。
- オ 補助対象施設に、事業名と、県産材を使用して整備したことを施設利用者に対して明示するための表示板などを設置すること。
- カ 事業終了年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年以上、事業計画に記載された用途に基づく利用が継続されると見込まれるもの（やむを得ない事情により用途を継続できないものと知事が認めたものを除く。）であること。
- キ 補助対象とする部分に使用する木材使用数量（材積）の 70%以上が県産材であること。
- ク 補助金交付決定日以降に補助対象とする部分に着手するものであること。

（6）補助対象経費

県産材の木材費、木材の加工費（注入等）及び補助対象となる県産材に係る輸送費とする。ただし、使用した造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

2 木製調度品の導入に係る支援

（1）事業内容

木製調度品の購入に要する経費に対して助成する。ただし、県産材を使用したものに限る。

（2）補助金交付対象者

個人又は法人

（3）補助率

木製調度品の購入に要する経費の 3 分の 1 以内。ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請の場合は 2 分の 1 以内とする。

（4）補助上限額

補助対象施設の利用者等の数が 5 万人以上の場合、上限 100 万円

補助対象施設の利用者等の数が 1 万人以上の場合、上限 50 万円

補助対象施設の利用者等の数が 5,000 人以上の場合、上限 25 万円

ただし、補助対象経費は 20 万円以上とする。

(5) 補助対象となる木製調度品の要件

- ア 第1の1の(5)のアからカまでを満たす施設に設置するものであること。
- イ 主たる用途に供する部分又は構造上重要な部分等に木材を使用し、使用数量(材積)の70%以上が県産材であること。
- ウ 補助事業年度内に、設置が確実であると認められ、かつ、補助金の交付年度の2月20日までに実績報告が提出できること。
- エ 補助金交付決定日以降に設置するものであること。

(6) 補助対象経費

県産材を材料として製作された木製調度品の購入、運搬に要する経費(既存の調度品の撤去に要する経費を除く。)とする。ただし、使用した木材の使用数量(材積)が、設置時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

第2 事業の応募手続き

1 募集期間

募集締め切りは令和8年1月21日(水)とします。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合があります。

2 提出書類

以下の書類を作成してください。事業計画が適当と認めたときは、補助予定額を内示します。

- ① 事業計画書(要綱様式第1号)
- ② 補助対象経費が確認できる設計書、見積書等の写し(任意様式)
- ③ 事業内容が分かる図面(任意様式)
- ④ 木材使用量が確認できる木拾い表(任意様式)

3 提出方法

持参又は郵送、メールにより提出してください。郵送した場合は、届いたかどうかの確認を電話にて行ってください。

4 提出先

第4 問合せ先に同じ

第3 その他

- 1 一事業実施主体が申請できる補助金の上限額は最大300万円(補助対象施設の利用者等の数が5万人以上の場合)とします。
- 2 要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合があります。また、補助金額の調整を行う可能性があります。
- 3 原則として、補助対象となる部分は交付決定を受けてからの着手となります。また、新設する施設においては、令和8年2月20日までに竣工する施設が対象となります。

- 4 施設等に県産材を利用した旨を明示し、施設完成後にその旨を報告する必要があります。
- 5 応募に当たっては、別添の補助金交付要綱及び事業実施要領を必ず確認ください。

第4 問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：宮内、福留）

住 所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話 0985-26-7156

FAX 0985-28-1699

メール miyauchi-otowa@pref.miyazaki.lg.jp